(別紙 看多機ホームみなりっこ料金表)

提供するサービスの費用について

- (1) 介護保険給付サービス利用料金
 - *法定代理受領分は介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額

【看護小規模多機能型居宅介護費】

要介護度単位要介護 11 2 4 4 7要介護 21 7 4 1 5要介護 32 4 4 8 1要介護 42 7 7 6 6要介護 53 1 4 0 8

【短期利用居宅介護費】

要介護度	単位数
要介護 1	5 7 1
要介護 2	6 3 8
要介護3	7 0 6
要介護4	7 7 3
要介護 5	8 3 9

*主治医が、末期の悪性腫瘍、そのほか別に厚生労働大臣が定める疾病等で医療保険の訪問看護を頻回に利用した場合、下記の減算があります。厚生労働大臣が定める疾病は下記に示した通りです。

医療による訪問看護の減算	要介護 1~3	要介護 4	要介護 5
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が			
行なわれる場合			
※別に厚生労働大臣が定める疾病等により頻回	-925	-1850	-2914
の医療保険の訪問看護が行なわれる場合			
(1月につき)			
特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が			
行われる場合	- 3 0	- 6 0	-95
(1日につき)			

*別に厚生労働大臣が定める疾病の内容とは次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 およびパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度 が II 度又は III 度のものに限る)をいう)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質 ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

【加算】 ※が付いている加算は区分支給限度基準額の対象外

加算名称		単位数	備考	算定該当
初期加算		2.0	登録日から起算して 30 日以内	
(1日につき)		3 0	の期間において算定	
	I	9 2 0		•
認知症加算	II	890		
(1月につき)	III	7 6 0		
	IV	4 6 0		•
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (1日につき)		2 0 0	短期利用のみ7日間を限度	•
若年性認知症利用者受入加算 (1月につき)		8 0 0		•
栄養アセスメント加算 (1月につき)		5 0		
栄養改善加算		2 0 0	1月に2回を限度	
口腔栄養スクリーニング加算	I	2 0	6月に1回を限度	
口腔未食スクリーニング加昇	II	5	り月に1四で限度	
口吮嫩丝占し加管	I	1 5 0	日の同な四座	•
口腔機能向上加算	II	1 6 0	月2回を限度	•
退院時共同指導加算 (1回につき)				•
緊急時対応加算※ (1月につき)		7 7 4		•
特別管理加算※	I	5 0 0		•
(1月につき)	II	2 5 0		•
専門管理加算※ (1月につき)	•	2 5 0		
ターミナルケア加算※ (1月につき)		2 5 0 0	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日 以上ターミナルケアを行った場合	•
遠隔死亡診断補助加算※		1 5 0	主治医の指示に基づき、情報通信機 器を用いて医師の死亡診断補助を行 った場合	
看護体制強化加算※	I	3 0 0 0		
(1月につき) II		2 5 0 0		•
訪問体制強化加算※ (1月につき)		1 0 0 0		•
総合マネジメント体制強化加算※ I		1 2 0 0		•
(1月につき) II		8 0 0		
褥瘡マネジメント加算 I		3		•
(1月につき)	II	1 3		•

加算名称		単位数		備考	算定該当
批よっ古極加管		1 0			•
排せつ支援加算 (1月につき)	II	1 5			•
(17)(C)(2)	III	2 0			
科学的介護推進体制加算		4 0			
(1月につき)		4 0			
生産性向上推進体制加算	I	1 0 0			
(1月につき)	II	1 0			•
サービス提供体制強化加算※	I	7 5 0			
(1月につき)	II	6 4 0			•
(17)(C)(3)	III	3 5 0			
介護職員処遇改善加算※	I	所定単位数	の 102/1000	(2024.5 <u>まで</u>)	•
月 设 概 貝 处 過 以 音 加 异 ※	II	所定単位数	つ 74/1000	(2024.5 <u>まで</u>)	
介護職員等特定処遇改善加算※	I	所定単位数	つ 15/1000	(2024.5 <u>まで</u>)	•
月 设 概 貝 寸 付 足 処 過 以 音 加 昇 ※	II	所定単位数	つ 12/1000	(2024.5 <u>まで</u>)	
介護職員等ベースアップ等支援加算※		所定単位数	つ 17/1000	(2024.5 <u>まで</u>)	•
介護職員等処遇改善加算※	I	所定単位数	つ 149/1000	(2024.6 <u>から</u>)	•
	II	所定単位数	つ 146/1000	(2024.6 <u>から</u>)	
	III	所定単位数	つ 134/1000	(2024.6 <u>から</u>)	
	IV	所定単位数	つ 106/1000	(2024.6 <u>から</u>)	

- *上記単位数に 10.00 円を乗じた額(切り捨て)の内、1 割(一定以上所得のある方は2割又は3割)が利用者負担額となります。
- *月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能居宅介護計画に 定めた期日よりも利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、日割りでの割引または 増額はいたしません。
- *月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割り した料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の 日を指します。

「登録 日」→利用者が当事業所との利用契約日ではなく、サービスを実際に開始した日。 「登録終了日」→利用者が当事業所との利用契約を終了した日。

- *利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。介護認定を受けた後、自己負担額を除く全額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- *以下の場合は減算となります。
 - ・身体拘束廃止に向けての取り組みを行っていない場合
 - ・高齢者虐待防止措置について未実施の場合
 - ・業務継続計画を未策定の場合
 - ・登録定員を超えている、もしくは人員配置不足の場合
 - ・サービス提供が過少である場合
- *介護報酬は定期的な見直しがあります。変更があった場合は、再度別紙にてご説明し、同意をいただきます。

(2) 利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス

*医療保険による訪問看護

イ. 基本料金(被保険者証の種別によって、下記料金の自己負担額が1~3割と異なります)

The transfer of the transfer o			
訪問看護基本療養費 I			
同一建物居住以外に対する訪問	看護		
保健師・看護師等による場合	週3日目まで	5,550円	
体性明・有護即守による物口	週4日目以降	6,550円	
准看護師による場合	週3日目まで	5,050円	
任有護師による場合	週4日目以降	6,050円	
訪問看護基本療養費II		2.1	2 1 1/1 1.
同一日に同一建物居住者 2 人の	場合と3人以上の場合	2 人	3人以上
保健師・看護師等による場合	週3日目まで	5,550円	2,780円
	週4日目以降	6, 550円	3,280円
准看護師による場合	週3日目まで	5,050円	2,530円
	週4日目以降	6,050円	3,030円



訪問看護管理療養費	月の初月の訪問	2 日目以降の訪問
安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画		
書及び訪問看護報告書を主治医に提供するととも	7 4000 / 17	2 0 0 0 111 / 11
に、訪問看護の実施に関して計画的な管理を継続	7,400円/日	2,980円/日
して行なった場合。		

ロ. 医療保険による加算料金

(被保険者証種別によって、下記料金の自己負担額が1~3割と異なります)

加算名称	料金	備考
難病等複数回訪問加算	4, 500円 *1日2回の訪問	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者また は、特別訪問看護指示書の交付を受けた利
(訪問日数につき)	8,000円 *1日3回以上の訪問	用者に対して、必要に応じて1日に2回又 は3回以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算 (週1回を限度)	5,200円	1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合
夜間早朝訪問看護加算 (1日につき)	2, 100円	夜間(午後6時から午後10時)又は早朝 (午前6時から午前8時)の時間に訪問看 護を行なった場合
深夜訪問看護加算 (1日につき)	4,200円	深夜(午後10時から午前6時)の時間に 訪問看護を行なった場合

加算名称		料金	備考
24 時間対応体制加算 (1 月につき)		6,400円	電話等により看護に関する意見を求められ た場合、常時対応できる体制にあり、さら に必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制 にある場合
特別管理加算 (1月につき)	1 II	5,000円	特別な管理を必要とする者。
特別管理指導加算 (1回につき)]管理指導加算 2 000		退院時共同指導加算算定時に特別な管理を 必要とする者に対して算定する。
退院支援指導加算 (1回につき)	導加算 6.000円		保険医療機関から退院するにあたって、療 養上必要な指導を行った場合
退院時共同指導加算		8,000円	保険医療機関に入院中または、介護老人保 健施設もしくは介護医療院に入所中で退院 退所時に在宅療養に利用者または家族に指 導する場合。
訪問看護情報提供療養費1		1,500円	当該利用者の居住地を管轄する市町村等に 対して情報を提供した場合。 利用者一人につき1回限り算定。
訪問看護情報提供療養費3		1,500円	保険医療機関に入院中または、介護老人保 健施設もしくは介護医療院へ入院入所する ときに情報提供した場合。 利用者一人につき1回限り算定。
ターミナルケア療養費 (死亡月に1回)		25,000円	在宅で死亡した利用者に対して、主治医の 指示により、その死亡日及び死亡日前14 日以内に2回以上の訪問看護を実施し、か つターミナルケアに係る支援体制について 利用者およびその家族等に対して説明した 上でターミナルケアを行った場合。

(3) その他の費用について

*以下の金額は利用料金の全額が利用者負担になります。

項目	料金等
	朝食380円・昼食630円・夕食630円
食費	希望に応じて外食の機会を設けています。630円を超える費用に
戌貝	ついては実費負担をお願いする場合がございます。
	(月に1回程度)
	3,000円/泊
宿泊費	2週間以上の連泊をご希望の場合は、4,000円/泊となりま
	す。
リネン代	190円/日
オムツ代	1800円~3540円/袋 (使用するオムツの種類によります)
クラブ活動等にかかる費用	内容等により、料金に変動があります。材料費や行事特別料理等に
/ / / 旧 <u>男</u> (10 / / / 0 页/ ll	係る必要最低限の範囲です。参加を希望された場合に限り、必要と
特別行事や食事にかかる費用	なります。
	また、必要時には事前の連絡及び相談をさせてもらいます。
	ご家族や本人のご希望により、指定された場所までの送迎を承りま
自費送迎代	す。
	・送迎のみ片道2,500円
	・付き添いをご希望の場合3,000円

*サービスの提供にあたっては、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を 得ます。居宅サービス計画への同意をもって利用申込とさせて頂きます。

【その他必要と思われる費用】

- *複写物の交付料。
- *14日以上の連泊を利用された時には、連泊利用中止した場合にハウスクリーニング代として費用の負担をいただきます(33,000円)。

例外として、14日未満の連泊であっても、汚れの度合いによってはハウスクリーニング代を請求させていただきます。

*理美容サービスを依頼した場合、理美容代が別途発生します。

カット: 2,000 円、毛染め: 3,000 円、シャンプー: 1,000 円。ただし、毛染め薬剤持参の場合は毛染め代が 2,000 円となります。